

火葬場の変更について

令和3年4月1日から火葬場が砂川市吉野斎苑に変更になります。

現在、浦臼町と奈井江町で共同利用している奈井江町葬斎場が老朽化してきたため、令和3年4月1日から砂川地区保健衛生組合の吉野斎苑を共同利用することになりました。

◎施設概要

	令和3年4月1日から	令和3年3月31日まで
組 織	砂川地区保健衛生組合	浦臼町、奈井江町共同利用
施 設 名 称	吉野斎苑	奈井江町葬斎場
所 在 地	砂川市北吉野町315番地1	奈井江町字奈井江1151番地2
火 葬 炉 数	6基 (うち、胞衣炉1基、動物炉1基)	2基
共同利用の 構 成 市 町	浦臼町、砂川市、歌志内市 奈井江町、上砂川町	浦臼町、奈井江町
使 用 料	浦臼町民：無料	構成市町：無料
	浦臼町以外の構成市町：20,500円	構成市町以外：41,000円
	構成市町以外：41,000円	
距 離	約17km	約10km
時 間	約25分	約15分

※距離及び時間は浦臼町ふるさと活性化センターからの概算です。

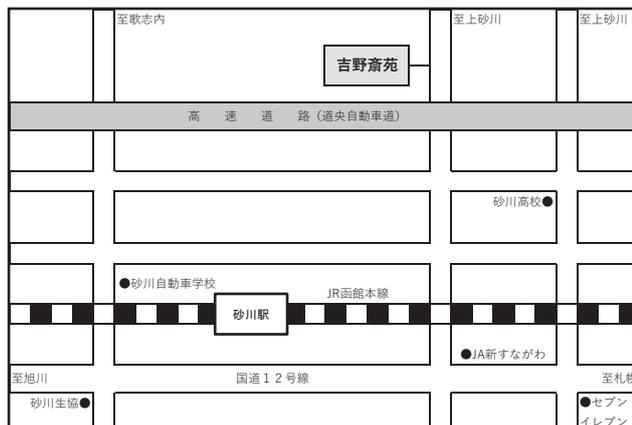
動物炉（ペット用）について ※現在も吉野斎苑を利用してもらっています。

	令和3年4月1日から	令和3年3月31日まで	
使 用 料	5kg未満	4,910円	6,600円
	5kg以上10kg未満	6,140円	7,830円
	10kg以上	8,590円	10,280円

◎火葬許可申請手続き等

火葬許可申請等の手続きに変更はありません。これまでと同様に暮らし応援課住民係で手続きをお願い致します。(勤務時間外及び土日祝日は役場当直室での手続きになります。)

所在地略図



問い合わせ先
暮らし応援課生活係
電話：0125-68-2112

新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成事業

浦臼町では、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業者が資金融資を受け、支払った利子の全額を助成します。

なお、助成期間は令和2年と3年の2年間分となります。

①利子補給対象者

- (1) 浦臼町商工会の会員
※主たる事業として商工業を営む事業者。
- (2) 町内に店舗等を有し1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納している者
- (4) 暴力団員等でない者

②対象事業資金（令和2年12月31日までに融資を受けた資金）

中小企業者が必要な運転資金、設備資金で、

- ・ 中小企業融資制度に基づき融資を受けた資金
- ・ 町内金融機関から借り入れた資金

※コロナ関連融資で実質無利子化になっているものは対象になりません。

※令和3年以降に借り入れた資金は対象になりません。

③利子補給の対象

令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に支払った利子

④利子補給交付額

全額

⑤利子補給の申請

下記関係書類を令和3年1月31日までに浦臼町商工会へ提出してください。

⑥提出書類

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・ 金融機関の証明（支払利子額がわかる取扱金融機関の証明書）
- ・ 毎月の支払利子額がわかる資料

お問い合わせ：浦臼町商工会 Tel 67-3331

新型コロナウイルス感染症対策の国や町の補助事業の 申請手続き、お忘れではありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業や農業者等個人事業者に対する支援事業「浦臼町事業継続応援給付金」や「持続化給付金」などの申請期限が近づいていますのでお知らせします。対象要件などは各事業のホームページをご確認ください。

主な支援事業

補助事業名	申請期限	お問い合わせ	
浦臼町事業継続応援給付金	令和3年1月31日	浦臼町役場 産業振興課	68-2114
持続化給付金	令和3年1月15日	経済産業省 コールセンター	0120-279-292
家賃支援給付金	令和3年1月15日	経済産業省 コールセンター	0120-653-930
経営持続化臨時特別支援金	令和3年1月31日	北海道 同支援金事務局	011-350-7262

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!

新型コロナウイルス感染症の影響による65歳以上の方の 介護保険料の減免・徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の所得が減少した場合、介護保険料の一部を減免することができます。対象となる方は次の①、②の両方に該当する方です。また、減免とならない場合であっても6ヶ月以内の期間で徴収を猶予できる場合があります。

【減免要件】

- ①世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等の減少額が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- ②世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

申請方法や、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 空知中部広域連合事務局介護保険係 TEL 0125-66-2152

浦臼町役場長寿福祉課介護福祉係 TEL 0125-68-2288

令和3年度償却資産（固定資産税）の申告について

令和3年1月1日時点で浦臼町内に償却資産（土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産）を所有する法人及び事業を営んでいる個人の方は、地方税法第383条の規定により、所有する償却資産について毎年申告する義務が定められています。

令和2年度分の申告をされた方には、12月下旬に申告書類を送付しておりますので内容を確認後、必要事項を記入し**令和3年1月6日(水)～2月1日(月)までに申告**をしてください。期限内申告にご協力願います。（土・日・祝日は受け付けておりません。）

なお、新規に事業を開始された方や昨年度申告をされなかった方は、役場税務係までご連絡ください。

○農耕作業用トレーラに対する課税について

農耕作業用トレーラは、これまで償却資産として固定資産税の課税対象とされてきましたが、令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、これらのうち一定の要件に該当するものについては、令和3年度から固定資産税に代わって軽自動車税（種別割）が課されることとなりました。

軽自動車税の課税対象となる農耕作業用トレーラを所有している場合には、公道を走行するか否かに関わらず、役場税務係でナンバープレートの交付手続きが必要です。

なお、新たに軽自動車税(種別割)の登録の届出をした農耕作業用トレーラについては、償却資産として二重に申告することのないようお気を付けください。

【農耕作業用トレーラの具体例】

農耕トラクタのみにけん引されるトレーラタイプの農作業機
 マニユアスプレッダ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、
 ロールベラー（集草機）、トレーラ（運搬車） など

対象車両の詳細につきましては、農林水産省や国土交通省のホームページ等でご確認ください。

*農林水産省

『農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック』

*国土交通省

『トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行を可能にします。

～国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定等について～』

●お問い合わせ：くらし応援課 税務係（68-2112）